

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る特約

当社との預金取引における「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に係る取り扱いは、この特約により取扱います。

第1条（適用範囲）

- （1）この特約は、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に関する当社との取引（ただし、信託に関する取引を除くものとし、以下これらの取引を「本預金取引」といいます。）に係る規定または約款について適用されます。
- （2）この特約に定めのある事項はこの特約が適用されるものとし、定めがない事項に関しては各規定または約款により取扱います。

第2条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- （1）休眠預金等活用法に係る最終異動日等は、次の各号に掲げる日のうち、最も遅い日とします。
 - ① 休眠預金等活用法第2条第4項に定める異動事由として、当社がホームページにおいて掲げる事由が最後にあった日
 - ② 将来における本預金取引に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては、本預金取引に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当社が預金者に対して、当社への届出の名称、住所にあてて休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。
 - ④ 本預金取引が、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- （2）前項第2号において、将来における本預金取引に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、本預金取引に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - ア. 前項第1号に定める事由
 - イ. 当社が預金者に対して、当社への届出の名称、住所にあてて休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限ります。
 - ③ 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る特約

(3) 総合口座取引における本預金取引に該当する預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

第3条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1) 本預金取引について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づき本預金取引に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者は、当社を通じて本預金取引に係る休眠預金等代替金債権の支払いの申し出および請求をすることができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3) 預金者は、第1項の場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当社に委任するものとします。

① 同法施行規則第4条第2項第1号に定める振込み、口座振替その他の方法により、本預金取引について、債権額の異動が生じたこと

② 同法施行規則第4条第2項第2号に定める手形または小切手の提示その他の第三者による本預金取引についての支払いの請求が生じたこと（当社が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り、）

③ 本預金取引に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ 本預金取引に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと

(4) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払いの申し出をすることを約します。

① 当社が、本預金取引に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 本預金取引について、前項第2号に定める事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること

③ 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法に基づき本預金取引に係る債権が消滅したことに伴い、預金契約が解約・終了した場合であっても存続するものとします。

以上

(2018年1月1日現在)